

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(前日)に於ては、  
(前日)が休日の  
ときは、その  
翌日発行

## 目次

◇監査公告 定期監査の結果の公表

## 監査公告

### 鳥取県監査公告第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条の規定に基づき、昭和43年度に係る下記機関の定期監査等を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和44年12月15日

鳥取県監査委員	山形利男
同	圓井 潔
同	生田泰治
同	遠藤寿雄

記

監査箇所  
秘書課  
企画室

### 総務部

総務課

文書課

事務課

厚生課

財政課

地方課

計課

統課

鳥取県東京事務所

大阪事務所

名古屋事務所

東部県税事務所

中部県税事務所

西部県税事務所

厚生部

生部

生部

婦人課

保健課

衛生課

院管理課

予防課

鳥取県東部福祉事務所

鳥取県中部福祉事務所

西部福祉事務所



“	繭 検 定 所		企 業 局
“	林 業 試 験 場		議 会 事 務 局
“	水 産 試 験 場		教 育 委 員 会
“	鳥 取 県 立 境 港 水 産 会 館		秘 書 長
“	鳥 取 県 営 境 港 魚 市 場		管 理 員
“	鳥 取 県 大 山 農 地 開 発 調 査 局		教 育 指 導 員
“	久 米 ケ 原 土 地 改 良 事 業 所		社 会 教 育 課
“	土 木 部		体 育 保 健 課
“	管 理 課		鳥 取 県 立 鳥 取 図 書 館
“	管 理 課		“ 米 子 図 書 館
“	道 路 課		“ 科 学 博 物 館
“	都 市 計 画 課		鳥 取 県 立 “ 青 年 の 家
“	河 港 課		“ 鳥 取 県 立 高 等 学 校
“	砂 防 課		“ 鳥 取 西 高 等 学 校
“	建 築 課		“ 鳥 取 農 業 高 等 学 校
“	鳥 取 県 鳥 取 土 木 出 張 所		“ 智 頭 農 林 高 等 学 校
“	郡 家 土 木 出 張 所		“ 青 谷 高 等 学 校
“	倉 吉 土 木 出 張 所		“ 倉 吉 東 高 等 学 校
“	米 子 土 木 出 張 所		“ 倉 吉 農 業 高 等 学 校
“	根 雨 土 木 出 張 所		“ 倉 吉 産 業 高 等 学 校
“	尾 鷲 治 水 ダ ム 建 設 事 務 所		“ 倉 吉 工 業 高 等 学 校
“	都 市 開 発 局		“ 由 良 青 葉 高 等 学 校
“	都 市 開 発 局 米 子 事 業 所		“ 赤 碓 高 等 学 校
出 納 室			



職員厚生課

昭和44年10月27日

監査委員

山形 利男

同

同

同

圓井 潔

同

同

同

生田 泰治

同

同

遠藤 寿雄

財政課

昭和44年10月20日

監査委員

山形 利男

同

同

同

圓井 潔

同

同

同

生田 泰治

同

同

遠藤 寿雄

地方課

昭和44年10月17日

監査委員

山形 利男

同

同

同

生田 泰治

同

同

遠藤 寿雄

統計課

昭和44年10月29日

監査委員

山形 利男

同

同

同

圓井 潔

同

同

同

生田 泰治

同

同

遠藤 寿雄

4 指摘事項

総務管財課

(1) 行政無線局を設置するため、昭和37年に建設した大山中継所の建物約33m<sup>2</sup>が、財産台帳に未登録となつている。鳥取県公有財産事務取扱規則の規定により早期に手続をとらねたい。

広報文書課

人事課

職員厚生課

財政課

特記事項なし。

地方課

(1) 貯蓄の増強運動を推進するため、当該事業を活発に実施している市町村、貯蓄実践地区所在市町村等18市町村に対し貯蓄奨励交付金500,000円を交付していたが、実績報告書の提出が遅延しており、交付決定にかかる補助金の額の確定も行なわれていなかった。鳥取県補助金等交付規則の定めるところに従つて事務処理を適正にされたい。

統計課

特記事項なし。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者

鳥取県東京事務所

昭和44年10月25日

監査委員

生田 泰治

鳥取県大阪事務所

昭和44年6月3日

監査委員

山形 利男

鳥取県名古屋事務所

昭和44年6月4日

監査委員

山形 利男

同

同

同

圓井 潔

同

同

同

生田 泰治

同

同

同

遠藤 寿雄

4 指摘事項

東京事務所

大阪事務所

名古屋事務所

特記事項なし。

1	2	3
監査実施箇所名	監査執行年月日	監査執行者
鳥取県東部県税事務所	昭和44年7月30日	山形 利男 圓井 潔 生田 泰治 遠藤 寿雄
鳥取県中部県税事務所	昭和44年8月4日	山形 利男 圓井 潔 生田 泰治 遠藤 寿雄
鳥取県西部県税事務所	昭和44年8月21日	山形 利男 圓井 潔 生田 泰治 遠藤 寿雄

西部県税事務所

(1) 不納産取得税(原始取得分)で、当該年度中に調査決定を要するもの3,242件(市町村報告分2,681件、現年度分10件、前年度からの繰越分551件)のうち277件を翌年度へ繰越していた。早期に調査決定を行ない収入の確保に一層努力されたい。

1	2	3
監査実施箇所名	監査執行年月日	監査執行者
厚生撥護課	昭和44年10月7日	山形 利男 圓井 潔 生田 泰治 遠藤 寿雄
婦人児童課	昭和44年10月14日	山形 利男 圓井 潔 生田 泰治 遠藤 寿雄
保 険 課	昭和44年9月30日	山形 利男 遠藤 寿雄
衛 生 課	昭和44年10月16日	山形 利男 圓井 潔 遠藤 寿雄
病院管理課	昭和44年10月16日	山形 利男 圓井 潔 遠藤 寿雄
予 防 課	昭和44年9月30日	山形 利男 遠藤 寿雄

4 指 摘 事 項

東部県税事務所

(1) 法人の県民税、事業税の徴収の猶予を承認しているものの中には、申告書の提出期限後に提出されているもの、申請した税額以外の部分の税額が納期限後に完納されていたものがあつたが、徴収猶予については、地方税法第15条の3の規定により適正に処理されたい。

中部県税事務所

(1) 出納整理期間中に収納した延滞金については、本税の属する会計年度の歳入となつてはいるが、これを領収した日の属する年度の歳入としていたものがあつた。地方自治法施行令第142条第3項の規定により適正に処理されたい。

4 指 摘 事 項

厚生援護課

特記事項なし。

婦人児童課

(1) へき地保育所運営費補助金を岩美町外12町村(17保育所分)に対して交付していたが、事務処理上遺憾な点が見受けられたので、次の点に留意されたい。

ア 保母の給与改訂に伴う追加補助金で算定に違算が見受けられた。

イ 補助金(追加)交付申請書を徴さず交付決定通知を行っていた。

(2) 県立しかの和泉荘の管理運営に関する事務ならびに利用にかかる費用料の徴収および収納事務を鳥取県福祉事業団に委託しているが、事務処理上遺憾な点が見受けられたので、次の点に留意されたい。

ア 委託契約で備品を取得したときは、その都度品目および数量を報告することになっているが履行されていない。

イ 委託契約で、毎月収納した使用料を翌月5日までに払い込みすることになっているが、遅延している。

保 險 課

特記事項なし。

衛 生 課

(1) 財団法人国立米子病院移転改築促進期成同盟会に対して194,000円および三伯医師会外2医師会の准看護婦養成事業に対して300,000円の補助金が交付されていたが、実績報告が徴されていない。

鳥取県補助金等交付規則の定めるところにより早急に実績報告書を徴して額の確定を行なわれたい。

病院管理課

特記事項なし。

予 防 課

(1) 胃ガン集団検診を鳥取県対ガン協会に委託して実施していたが、事務処理上遺憾な点が見受けられたので次の点に留意されたい。

ア 契約で県が別に指示する事業基本計画に基づき委託業務の実施計画を作成し県の承認を受けることとなっているが、承認されていない。

イ 実施計画において定めた委託費についての科目相互間の流用は、県の承認を受けなければしてはならないこととなっているが、委託業務の精算書では流用していたが承認されていない。

ウ 委託業務を実施するために必要な胃ガン集団検診車その他備品を対ガン協会に使用させているが、「委託契約に基づき受託者に使用させる県の備品の取扱要領」による事務手続がなされていない。

エ 胃ガン集団検診車が実施する検診料金徴収事務委託契約で毎月徴収した料金を翌月5日までに払い込みすることになっているが払い込みが遅延している。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者

鳥取県東部福祉事務所 昭和44年5月22日 監査委員 山形 利男

同 同 同 監査委員 河崎 巖

同 同 同 監査委員 生田 泰治

鳥取県中部福祉事務所 昭和44年6月9日 監査委員 山形 利男

同 同 同 監査委員 園井 潔

同 同 同 監査委員 河崎 巖

鳥取県西部福祉事務所 昭和44年6月11日 同 生田 泰治  
 同 監査委員 山形 利男  
 同 同 圓井 潔  
 同 同 河崎 巖  
 同 同 生田 泰治

4 指 摘 事 項

東部福祉事務所

(1) 郵券印紙受払簿の例月検査が実施されていない。鳥取県物品事務取扱規則第39条の規定により検査を実施されたい。

中部福祉事務所

特記事項なし。

西部福祉事務所

(1) 母子福祉資金の借用書の年月日と実際に貸付した年月日の異なっているもの、借用書の添付書類が貸付後に整備されていたものが見受けられたので留意されたい。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者  
 鳥取県立岩井長者寮 昭和44年5月13日 監査委員 山形 利男  
 同 同 圓井 潔  
 同 同 河崎 巖  
 同 同 生田 泰治

4 指 摘 事 項

(1) 入寮者のレクリエーション行事として海水浴を実施した際に許可を受けないで自家用バスを借り上げ、これに対して対価を支払いついていたが、道路運送法第101条第1項の規定に抵触する疑いがあるのを留

意されたい。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者  
 鳥取県中央児童相談所 昭和44年5月13日 監査委員 山形 利男  
 同 同 圓井 潔  
 同 同 河崎 巖  
 同 同 生田 泰治

鳥取県米子児童相談所 昭和44年4月16日

監査委員 山形 利男

同 同 圓井 潔

同 同 河崎 巖

同 同 生田 泰治

4 指 摘 事 項

中央児童相談所

(1) 5万円以上の物品購入で、契約書(請書)の作成省略されていたものが見受けられた。「契約書の作成省略について(通知)」により契約書を徴するようにされたい。

米子児童相談所  
 特記事項なし。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者  
 鳥取県立喜多原学園 昭和44年4月14日 監査委員 山形 利男  
 同 同 圓井 潔  
 同 同 河崎 巖  
 同 同 生田 泰治

4 指 摘 事 項

特記事項なし。

1	監査実施箇所名	2	監査執行年月日	3	監査執行者
	鳥取県立皆成学園		昭和44年6月9日		監査委員 山形 利男 同 圓井 潔 同 河崎 巖 同 生田 泰治
4	指摘事項				
	特記事項なし。				
1	監査実施箇所名	2	監査執行年月日	3	監査執行者
	鳥取県立整伎学園		昭和44年6月16日		監査委員 山形 利男 同 圓井 潔 同 河崎 巖 同 生田 泰治
4	指摘事項				
	(1) 不用品の売却代金を受領した場合に現金領収証書を発行せず、また、現金出納簿に記帳もされていない。鳥取県会計規則の定めるところにより適正な事務処理をされたい。				
1	監査実施箇所名	2	監査執行年月日	3	監査執行者
	鳥取県立保育専門学校		昭和44年4月17日		監査委員 山形 利男
4	指摘事項				
	(1) 非常勤職員に対して報償費及び特別旅費で、院長が委嘱した入学試験委員に対して費用弁償が、学生の校外研究のため借上げたバス代が特別旅費でそれぞれ支出されていたが、支出科目を誤っている。巖出の節の区分表の定めるところにより支出されたい。				
1	監査実施箇所名	2	監査執行年月日	3	監査執行者

	鳥取県鳥取保健所		昭和44年6月24日		監査委員 山形 利男 同 圓井 潔 同 生田 泰治 同 遠藤 寿雄
	鳥取県郡家保健所		昭和44年6月27日		監査委員 山形 利男 同 生田 泰治 同 遠藤 寿雄
	鳥取県浜村保健所		昭和44年7月3日		監査委員 山形 利男 同 圓井 潔 同 生田 泰治 同 遠藤 寿雄
	鳥取県倉吉保健所		昭和44年7月4日		監査委員 山形 利男 同 圓井 潔 同 遠藤 寿雄
	鳥取県米子保健所		昭和44年6月12日		監査委員 山形 利男 同 圓井 潔 同 河崎 巖 同 生田 泰治
	鳥取県根雨保健所		昭和44年6月13日		監査委員 山形 利男 同 圓井 潔 同 河崎 巖 同 生田 泰治
4	指摘事項				
	鳥取保健所				

(1) 飼犬管理実態調査のため調査員を賃金で雇用していたが、雇用した日と調査票による調査した日の異つていたもの、また調査票による調査員の氏名と賃金を支払った者の氏名が異なつていたものがあつたので善処されたい。

郡家保健所

(1) 母子衛生費負担金で調定漏れとなつていものが2件 (1,548円) あつたので早急に調定手続をとられたい。

(2) 急性灰白随炎予防接種生ワクチンの代金1本分 (2,350円) が二重に調定収入されていたので返納されたい。

浜村保健所

倉吉保健所

米子保健所

根雨保健所

特記事項なし。

1	2	3	4
監査実施箇所名	監査執行年月日	監査執行者	
鳥取県立中央病院	昭和44年7月17日	山形 利男	同
		圓井 潔	同
		生田 泰治	同
		遠藤 寿雄	同
		山形 利男	同
		圓井 潔	同
		生田 泰治	同
		遠藤 寿雄	同
鳥取県立厚生病院	昭和44年8月5日	山形 利男	同
		圓井 潔	同
		生田 泰治	同
		遠藤 寿雄	同

4 指 摘 事 項

(1) 一般会計から補助金として受け入れている企業債利子充当分28,543,000円 (中央病院6,306,000円、厚生病院22,237,000円) および借上病床賃借料充当分930,000円 (中央病院) については、地方公営企業法第17条の2第1項第2号の負担金として取扱われたい。

(2) 資本的収支で執行している一般会計からの借入金140,549,000円 (中央病院105,378,000円、厚生病院35,171,000円) は、毎年度借替えられているので、地方公営企業法第18条の2の営業運転資金にあてられるの長期借入金とされたい。

(3) 出納取扱金融機関から担保として提供されている有価証券 (鳥取県昭和41年度公営住宅建設事業債6,000,000円) を貸借対照表に表示されたい。

(4) 患者自己負担分の未収金のうち昭和41年度以前分は1,458,115円で殆んど回収されていない。また、自動車事故患者分の未収金が5,750,945円 (中央病院) ある。未収金の発生防止に努めるとともに、これが回収促進に一層配慮されたい。

(5) 物品の管理責任の所在が不明確である。病院の実態に応じた管理体制を確立する必要がある。

(6) 町村の一部事務組合からの委託によつて収容している伝染病患者の診療にかかる収支は、厚生病院においては1,984,000円の欠損 (病院の原価計算による) となつていいるが、中央病院においては計算されていないので欠損の有無を把握する必要がある。

また、この欠損金については、再三指摘しているとおり、病院事業で全額負担することは適当でないので、委託者において負担が得られるようにされたい。



ていた。  
鳥取県会計規則第40条第2項の規定による調査確認を厳重に行なわれたい。

米子職業訓練所  
特記事項なし。

1	2	3
監査実施箇所名	監査執行年月日	監査執行者
農政企画課	昭和44年10月30日	山形 利男 同 監査委員 同 同 同 同 同 同 同 同
検査課	昭和44年10月31日	山形 利男 同 監査委員 同 同 同 同 同 同 同 同
農業指導課	昭和44年10月28日	山形 利男 同 監査委員 同 同 同 同 同 同 同 同
農業振興課	昭和44年10月6日	山形 利男 同 監査委員 同 同 同 同 同 同 同 同
農産園芸課	昭和44年10月16日	山形 利男 同 監査委員 同 同 同 同 同 同 同 同

畜産課	昭和44年10月20日	監査委員	山形 利男 同 同 同 同 同 同 同 同
森務課	昭和44年10月13日	山形 利男 同 同 同 同 同 同 同 同	山形 利男 同 同 同 同 同 同 同 同
造林課	昭和44年10月13日	山形 利男 同 同 同 同 同 同 同 同	山形 利男 同 同 同 同 同 同 同 同
水産課	昭和44年10月29日	山形 利男 同 同 同 同 同 同 同 同	山形 利男 同 同 同 同 同 同 同 同
耕地課	昭和44年10月15日	山形 利男 同 同 同 同 同 同 同 同	山形 利男 同 同 同 同 同 同 同 同

4 指 摘 事 項

農政企画課  
検 査 課  
農業指導課  
特記事項なし。

農業振興課

(1) 開拓者資金融通事務で、委託料381,248円をもって昭和43年4月1日に県知事と開拓農業協同組合長との間で締結した委託契約書をみると「開拓者資金償還事務委託料は、昭和43年1月1日から同年12月31日までの間に収納した……償還累計額」に対して委託料を支払うことを約定されているが、この約定期間は委託料の計算期間であると同時に、事務委託期間であると解される。従つて、前記委託期間のうち1月1日から3月31日までの約定期間は契約日以前に該事務が委託されていることとなり地方自治法第208条に定める「会計年度及びその独立の原則」ならびに同法第222条の3に定める「支出負担行為」の原則規定の条理に照らし適正でないので善処されたい。

農産園芸課  
畜 産 課  
蚕 糸 課  
林 務 課  
造 林 課  
特記事項なし。  
水 産 課

(1) 水産会館使用料の徴収について、当会館の利用者のうちには該使用

料を納入することが容易でない現状を述べただけの「減免申請書」によつて減免しているものがあるが、鳥取県立境港水産会館管理規則第3条の2に定める使用料の減免理由について検討善処されたい。

耕 地 課

特記事項なし。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者

鳥取県八頭地方 農 林 振 興 局	昭和44年6月24日	監査委員 山形 利男
鳥取県鳥取地方 農 林 振 興 局	昭和44年7月17日	監査委員 山形 利男
鳥取県倉吉地方 農 林 振 興 局	昭和44年8月5日	監査委員 山形 利男
鳥取県米子地方 農 林 振 興 局	昭和44年8月21日	監査委員 山形 利男
鳥取県日野地方 農 林 振 興 局	昭和44年7月7日	監査委員 山形 利男

4 指摘事項 同 生田 泰治  
鳥取地方農林振興局 同 遠藤 寿雄

(1) かき母樹園設置事業で、委託料25,500円をもって鳥取市趣路に優良かき穂木採取園を設置した「優良かき穂木採取委託契約書」で「穂木価格については市価を参しやすくして甲が決定し別に通知するものとする」と約定してあるにひかかわらず、穂木価格の決定およびその通知は行なつておらず、生産者と鳥取県経済農業協同組合連合会で取り決められていること、また、同契約書に定める調査およびその通知ならびに委託料の額の確定通知が行なわれていなかった。

八頭地方農林振興局  
倉吉地方農林振興局  
米子地方農林振興局  
日野地方農林振興局  
特記事項なし。

1 監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者
鳥取県農業試験場	昭和44年4月24日 (西伯分場)	監査委員 山形 利男
	昭和44年6月25日 (本 場)	同 圓井 潔
		同 生田 泰治

4 指摘事項 (1) 当場の敷地内にある職員宿舍に入居している者ならびに当場の建物を使用させている者と場長の間で「覚書」を締結し、これに基づいて

電気水道料金を収入(科目雑入)しているが、該料金の取り扱いは「電気料金の支払事務について」通知により処理すべきである。なお、前記料金の使用区分を明確化するため職員宿舍には計量器の設置の要がある。

(2) 日南町阿毘緑に当場の試験地として土地11,854.57㎡(畑、山林、原野)および建物39.99㎡(2棟)を未契約のまま従前から使用しているが、早期に契約を締結されたい。

1 監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者
鳥取県果樹試験場	昭和44年5月26日	監査委員 山形 利男
		同 河崎 巖
		同 生田 泰治

4 指摘事項 特記事項なし。

1 監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者
鳥取県食品加工研 究 所	昭和44年4月24日	監査委員 山形 利男
		同 圓井 潔

4 指摘事項 特記事項なし。

1 監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者
鳥取県畜産試験場	昭和44年5月26日	監査委員 山形 利男
		同 河崎 巖
		同 生田 泰治

4 指摘事項 特記事項なし。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者  
鳥取県中小家畜 昭和44年4月24日 監査委員 山形 利男  
試験 場 同 圓井 潔

4 指摘事項  
特記事項なし。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者  
鳥取県畜業試験場 昭和44年4月17日 監査委員 山形 利男

4 指摘事項

(1) 多回青糞の労力合理化に関する研究を行なうため、特定農家にト  
ラクター、条苜機等4点を財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条  
例第7条に基づき無償貸付の決裁および鳥取県物品事務取扱規則第22  
条第1項ないし第25条に定める所定手続きを経ず、かつ、貸付契約も  
締結せずして無償貸付していることは適当でない。合規の手続きをさ  
れたい。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者  
鳥取県立農業経営 昭和44年5月14日 監査委員 山形 利男  
大 学 校 同 圓井 潔  
同 同 河崎 巖

4 指摘事項

(1) 運動場整備工事 (請負金額 550千円) 男子寮法留工事 (請負金額  
120千円) の指名競争入札にあたり、再度入札を行なうも予定価格に  
達しないため、見積書をも徴さず最低入札者と随意契約を行なってい  
るが、鳥取県会計規則第136条の規定に定める事務処理をされたい。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者

鳥取県種畜場 昭和44年5月26日 監査委員 山形 利男

同 同 河崎 巖  
同 同 生田 泰治

4 指摘事項

(1) 和牛、乳牛の精液譲渡は、譲渡にかかる契約を締結せずに毎週定期  
的に酪農団体等に送付し、そのうち、利用分について一か月分を一括  
課定し、該手数料の収入を行なっているが、物品管理の適正化の面よ  
りして、これが契約を締結することについて検討されたい。

(2) 種畜場は昭和42年5月に畜産試験場の敷地内に設置されたが、事実  
上、当該が使用している土地(行政財産)は畜産試験場が管理してい  
る土地で、当該と畜産試験場とが管理使用する土地の範囲が確然とし  
ていない。当該および畜産試験場の施設整備とも関連し、早期に用地  
の所屬を明確にする要がある。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者  
鳥取県蘭検定所 昭和44年4月14日 監査委員 山形 利男

同 同 圓井 潔  
同 同 河崎 巖  
同 同 生田 泰治

4 指摘事項

特記事項なし。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者  
鳥取県林業試験場 昭和44年4月28日 監査委員 山形 利男

4 指摘事項

特記事項なし。

1	監査実施箇所名 鳥取県水産試験場	2	監査執行年月日 昭和44年4月24日 (境港分場)	3	監査執行者 山形 利男
			昭和44年7月2日 (本 場)		山形 利男 圓井 潔 生田 泰治 遠藤 寿雄
4	指 摘 事 項				
	特記事項なし。				
1	監査実施箇所名	2	監査執行年月日	3	監査執行者
	鳥取県立境港水産会館		昭和44年4月24日		山形 利男 圓井 潔
4	指 摘 事 項				
	(1) 当会館窓枠塗装工事の入札にあたり予定価格調書の作成がなされな いまま指名競争入札を行なっていたが、鳥取県会計規則第127条の規 定に定める事務処理をされたい。				
	(2) 当会館および魚市場清掃作業の指名競争入札にあたり、再度入札を 行なうも予定価格に達しないため、見積書をも徹さず最低入札者と随 意契約を行なっているが、鳥取県会計規則第136条の規定に定める事 務処理をされたい。				
1	監査実施箇所名	2	監査執行年月日	3	監査執行者
	鳥取県宮境港魚市場		昭和44年4月24日		山形 利男 圓井 潔
4	指 摘 事 項				
	(1) 小荷揚床面補修工事等の入札にあたり、予定価格調書の作成がなさ				

1	監査実施箇所名	2	監査執行年月日	3	監査執行者
	鳥取県大山農地 開発調査局		昭和44年7月8日		山形 利男 圓井 潔 生田 泰治 遠藤 寿雄
4	指 摘 事 項				
	特記事項なし。				
1	監査実施箇所名	2	監査執行年月日	3	監査執行者
	鳥取県久米ヶ原 土地改良事業所		昭和44年5月14日		山形 利男 圓井 潔 河崎 巖
4	指 摘 事 項				
	特記事項なし。				
1	監査実施箇所名	2	監査執行年月日	3	監査執行者
	管 理 課		昭和44年10月27日		山形 利男 圓井 潔 生田 泰治 遠藤 寿雄

れていないまま指名競争入札を行なっていたが、鳥取県会計規則第127条の規定に定める事務処理をされたい。

(2) 鳥取県宮境港魚市場および鳥取県立境港水産会館が設置されている現在位置は公有水面埋立法第2条に基づき公有水面埋立免許を受け、昭和32年度から昭和37年度までの間に公有水面埋立造成を行なった場所にあるが、該造成土地にかかる登記は行なわれていない。早期に登記促進を図る要がある。

検査課	昭和44年10月31日	監査委員	圓井 潔
		同	生田 泰治
		同	遠藤 寿雄
道路課	昭和44年10月15日	監査委員	圓井 潔
		同	生田 泰治
		同	遠藤 寿雄
都市計画課	昭和44年10月15日	監査委員	圓井 潔
		同	生田 泰治
		同	遠藤 寿雄
河港課	昭和44年10月27日	監査委員	圓井 潔
		同	生田 泰治
		同	遠藤 寿雄
砂防課	昭和44年10月17日	監査委員	圓井 潔
		同	生田 泰治
		同	遠藤 寿雄
建築課	昭和44年10月9日	監査委員	生田 泰治
		同	遠藤 寿雄
4 指摘事項 管理課			

(1) 土木費負担金242,139,465円のうち、176,391,482円(73%)は出納整理期間に収納され、会計年度内の収納はわずかに27%にすぎない。早期に収納するよう努力されたい。

検査課  
道路課

都市計画課  
河港課  
砂防課  
建築課

特記事項なし。

1 監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者
鳥取県鳥取土木出張所	昭和44年7月18日	圓井 泰治
		生田 泰治
		遠藤 寿雄
鳥取県郡家土木出張所	昭和44年5月22日	圓井 泰治
		河崎 巖
鳥取県倉吉土木出張所	昭和44年8月4日	圓井 泰治
		生田 泰治
		遠藤 寿雄
鳥取県米子土木出張所	昭和44年7月10日	圓井 泰治
		生田 泰治
		遠藤 寿雄
鳥取県根雨土木出張所	昭和44年6月13日	圓井 泰治
		生田 泰治
		遠藤 寿雄
4 指摘事項 各土木出張所		

(1) 工事請負費、委託料、補償費等の支出にあたって、予算令違反額を超えて支出されていたものがあつた。鳥取県会計規則第40条第2項の

河崎 巖

<p>規定による調査確認を厳重に行なわれたい。</p>			
1	監査実施箇所名 鳥取県尾藤治水 ダム建設事務所	2 監査執行年月日 昭和44年6月27日	3 監査執行者 生田 泰治 遠藤 寿雄
4	指 摘 事 項 特記事項なし。		
1	監査実施箇所名 鳥取県都市開発局	2 監査執行年月日 昭和44年7月2日	3 監査執行者 園井 潔 生田 泰治 遠藤 寿雄
	鳥取県都市開発局	昭和44年7月9日	監査委員 園井 潔 生田 泰治 遠藤 寿雄
	米子 事 業 所	同	同 生田 泰治 同 遠藤 寿雄
4	指 摘 事 項 都市開発局		
<p>(1) 鳥取駅前及び米子駅前通りの都市改造事業を実施するにあたり、これの事業負担金として、鳥取市から13,254千円、米子市から4,140千円を徴収しているが、これの調定を昭和44年3月27日になし、収納は鳥取市が5月29日、米子市が4月30日となっていた。早期に調定を行ない収納するよう努力されたい。</p>			
<p>都市開発局米子事業所 特記事項なし。</p>			
1	監査実施箇所名 出 納 室	2 監査執行年月日 昭和44年10月28日	3 監査執行者 山形 利男
4	指 摘 事 項 特記事項なし。		
1	監査実施箇所名 企業局	2 監査執行年月日 昭和44年7月30日	3 監査執行者 山形 利男 園井 潔 生田 泰治 遠藤 寿雄
4	指 摘 事 項 財務規程等のうち、物品の検収、資金前渡のできる経費等実態に即さないものがあるので、整備されたい。		
1	監査実施箇所名 県議会議務局	2 監査執行年月日 昭和44年10月2日	3 監査執行者 山形 利男 遠藤 寿雄
4	指 摘 事 項 特記事項なし。		
1	監査実施箇所名 秘書調査課	2 監査執行年月日 昭和44年10月2日	3 監査執行者 山形 利男 遠藤 寿雄
	管 理 課	昭和44年10月9日	監査委員 山形 利男 生田 泰治
	教 職 員 課	昭和44年10月7日	同 同 遠藤 寿雄 同 同 山形 利男



1	監査実施箇所名	2	監査執行年月日	3	監査執行者	鳥取県立鳥取農業高等学校	昭和44年6月25日	監査委員	山形 利男 圓井 潔 生田 泰治
1	鳥取県立科学博物館	昭和44年4月28日	監査委員	山形 利男					
4	指 摘 事 項								
	特記事項なし。								
1	監査実施箇所名	2	監査執行年月日	3	監査執行者	鳥取県立倉吉産業高等学校	昭和44年5月21日	監査委員	山形 利男 圓井 潔 生田 泰治
1	鳥取県立青年の家	昭和44年7月18日	監査委員	山形 利男					
4	指 摘 事 項								
	(1) 長期の宿泊研修を実施する団体に対する使用料の徴収は、人員の移動を考慮し研修の最終日としており、また、宿泊研修者が午後4時に入所したときは宿泊料の外に休憩料が徴収されていたが、根拠がない。このような取扱いの必要があれば、鳥取県立青年の家の管理運営に関する規則第16条の規定により、規程を定めるべきである。								
1	監査実施箇所名	2	監査執行年月日	3	監査執行者	鳥取県立倉吉工業高等学校	昭和44年7月4日	監査委員	山形 利男 圓井 潔 生田 泰治
1	鳥取県立鳥取東高等学校	昭和44年6月26日	監査委員	山形 利男					
4	指 摘 事 項								
	特記事項なし。								



## 法勝寺高等学校

(1) 学校敷地内にあつた国有財産(農道、水路等)で、既に用途を廃止し、または移転新設を行なつていゝるものがあるが、このことについて手続きがとられていない。また、校地周辺の境界線の明確でないもの、所有権移転登記が完了していないものがある。これらの問題について早期に解決を図り教育財産の管理に遺憾のないようされたい。

鳥取西、倉吉産業、養良農業、米子東、米子工業、境水産高等学校

(1) 授業料、受講料等にかかる債権管理について、納期限後の督促状が発行されていないもの、督促歳入金整理簿が調整されていないもの、延滞金の徴収免除の手續が行なわれていないもの等があつた。鳥取県延滞金徴収条例、鳥取県債権管理事務取扱規則の定めるところにより事務処理を適正にされたい。

倉吉産業、倉吉工業、養良農業、境水産高等学校

(1) 教育財産の使用許可について、正規の手續がとられていないもの、鳥取県行政財産使用料条例の別表に定める使用料の適用区分を誤つていゝるもの、使用物件に付滞する諸経費の徴収の根拠が明確でないもの等があつた。事務処理を適正にされたい。

鳥取農業、倉吉農業、日野産業高等学校

(1) 生産品の委託販売、せり売りにかかる売却代金は、総額を測定し手数料等の経費は収入振替を行なうこととなつていゝるが、手数料等の経費を控除した金額を測定してゐた。歳入歳出を混同しないよう売却代金の総額を測定し、手数料等の経費は、鳥取県会計規則第47条の規定による手續をとるようされたい。

鳥取東高等学校

(1) 理科教育備品を指名競争入札により購入してゐた中に、再々入札において入札辞退者があり、1名で入札を行なつてゐたものがあつた。このような場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき事務処理をされたい。

鳥取西高等学校

(1) 通信教育受講料の測定は、受講科目申込書により行なつてゐるが、この申込書の記録が全般に不十分であつた。測定の基礎となる受講科目および単位数の記録を厳正されたい。

鳥取農業高等学校

(1) 授業料の納期内収納率は、前年に比し上昇してゐるが、美和分校は50.5%で低調であり、完納までには相当期間を要してゐる。納期内収納にさらに努力されたい。

倉吉産業高等学校

(1) 倉庫、収納舎の取りこわしにより生じた古材の一部を一般競争入札により処分してゐたが、一般競争入札の入札保証金を現金領収証書により領収してゐた。鳥取県会計規則第93条の規定により取り扱いを適正にされたい。

(2) 教育財産で、昭和41年3月31日に取得した便所19.83㎡が財産台帳に未登録となつてゐた。鳥取県公有財産事務取扱規則の規定により早期に所定の手続をとられたい。

倉吉工業高等学校

(1) 産業教育備品を購入するにあたり、再度入札の結果不落札となり随意契約によつてゐたが、最初入札に付するとき定めた予定価格を變更して契約してゐるものが数件あつた。地方自治法施行令第167条の

2第2項照らし妥当でないので適正に処理されたい。

由良育英高等学校

(1) 理科教育、産業教育用備品21品目(720,000円)を指名競争入札により購入していたが、再度入札を行なっていたもので、不落札となつた第1回入札の1番れよい高い金額で入札を行なつていたものが数件あった。競争入札のあり方につき入札参加者を指導するとともに入札執行者自身が入札制度について、さらに知識を深めるよう指導された。

境高等学校

(1) 授業料の納期内収入率は前年に比し上昇しているが、定時制は24.3%であり、他校に比較し低調である。納期内収納に一層努力されたい。

日野産業高等学校

(1) 財産合帳に山林として登録されている3,034.72㎡は現在採草地として使用されている。教育財産事務取扱要項第6の規定による事務手続をとらねたい。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者

鳥取県立鳥取盲学校 昭和44年6月26日 監査委員 山形 利男

同 同 同 圓井 潔

同 同 同 生田 泰治

同 同 同 遠藤 寿雄

鳥取県立鳥取聾学校 昭和44年6月25日 監査委員 山形 利男

同 同 同 圓井 潔

同 同 同 生田 泰治

4 指 摘 事 項

育 学 校

特記事項なし。

聾 学 校

(1) 教育実習により表具、洋服ダンス等が生産されているが、これらの生産品の報告、引継、処分等の事務処理が不十分であった。明確に処理されたい。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者

人事委員会事務局 昭和44年10月2日 監査委員 山形 利男

同 同 遠藤 寿雄

4 指 摘 事 項

特記事項なし。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者

地方労働委員会事務局 昭和44年10月1日 監査委員 山形 利男

同 同 遠藤 寿雄

4 指 摘 事 項

特記事項なし。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者

警察本部 昭和44年10月31日 監査委員 山形 利男

同 同 圓井 潔

同 同 生田 泰治

同 同 遠藤 寿雄

4 指 摘 事 項

特記事項なし。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者

